

令和3年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(16日目)

令和3年6月16日(水)

午前10時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 議案第43号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第44号 令和3年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第45号 令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 4 議案第46号 永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第47号 永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第48号 永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第49号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第50号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第65号 損害賠償の額を定めることについて
- 第10 委員会の閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

1番 松川正樹君

2番 上田 誠 君
 3番 中村 勘太郎 君
 4番 金元 直栄 君
 5番 滝波 登喜男 君
 6番 齋藤 則男 君
 7番 江守 勲 君
 8番 伊藤 博夫 君
 9番 長岡 千恵子 君
 10番 川崎 直文 君
 11番 酒井 和美 君
 12番 酒井 秀和 君
 13番 朝井 征一郎 君
 14番 奥野 正司 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合 永充 君
副町	長	山口 真 君
教 育	長	室 秀典 君
消 防	長	坪田 満 君
総 務 課	長	平林 竜一 君
防 災 安 全 課	長	吉田 仁 君
財 政 課	長	森近 秀之 君
総 合 政 策 課	長	原 武史 君
会 計 課	長	酒井 宏明 君
税 務 課	長	石田 常久 君
住 民 生 活 課	長	吉川 貞夫 君
福 祉 保 健 課	長	木村 勇樹 君
子 育 て 支 援 課	長	島田 通正 君
農 林 課	長	黒川 浩徳 君
商 工 観 光 課	長	江守 直美 君

建設課長	家根孝二君
上下水道課長	朝日清智君
上志比支所長	歸山英孝君
学校教育課長	多田和憲君
生涯学習課長	清水和仁君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局長	坂下和夫君
書記	竹内啓二君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

各議員におかれましては、何かとご多用のところご参集をいただき、ここに16日目の議事が開催できますことを、心から厚く御礼申し上げます。

本定例会はクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

また、議場への入場にはマスク着用など、新型コロナウイルス感染症予防にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、福祉保健課長より発言を求められています。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） お時間いただき、ありがとうございます。

先日ご質問いただきました内容について説明したく、発言を求めましたので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第49号についてですが、国が定める基準、今回の改正条例の基になります基準ですが、これの検討につきまして、介護従事者の人材確保、これが非常に厳しくなる時代を踏まえて、特に人員配置基準の見直しでは、介護サービスの安全性や質の確保をした上で人員配置基準を緩和する。緩和しなければ介護保険サービスの確保がかなわなくなる。スタッフの負担が過重になる可能性もある。このような矛盾するポイントを、安全性の確保を重点に置いて検討されてきました。

お尋ねのあった管理栄養士の配置、この件については、施設系サービスでの栄養ケアマネジメントの強化というものが狙いにあります。人員基準に現行の栄養士に加えて管理栄養士の配置が位置づけられるようになりました。基本的なサービスで入所者の状態に応じた栄養管理の計画的な実施というものを求めることに

なります。これに対応して体制を強化した場合は評価する加算というものが新設されております。

地域密着型のグループホーム、それから通所サービス事業所でも管理栄養士と介護職員の連携による栄養アセスメント、この取組が評価されるようになっております。本町の事業所でも取組ができるような体制になっているということです。

あくまでも今回の改正については、人材確保が難しくなる点を踏まえての改正となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（奥野正司君） それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第43号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第44号 令和3年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第45号 令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 日程第1、議案第43号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第3、議案第45号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの3件を一括議題とします。

これより第3審議を行います。

議案第43号から議案第45号までの3件について、1件ごとに行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

日程第1、議案第43号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 採決します。

議案第43号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第44号、令和3年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第44号、令和3年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第45号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第45号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第46号 永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第4、議案第46号、永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第46号、永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第47号 永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第5、議案第47号、永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい」「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、上田君。

○2番(上田 誠君) それでは、議案47号の反対についての討論を行いたいと思います。

この議案47号は、48号と要支援に対するものであります。この条例改正案は、指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が出まして、それによりその改善をするものであり、目的といえば先ほど課長も言いましたように、人材確保の緩和の処置が目的というふうになっており

ます。

しかしながら、この47号、後で48号と同じなので一緒に述べさせていただきますが、47号、48号は要介護支援者の居宅介護及び予防サービスに関する改定案であり、内容の項目には現在のコロナ禍等による感染症対策の強化の種々の義務づけや多職種連携におけるICTの活用、さらには最近問題となっているハラスメントの対策の強化や高齢者の——利用者ですが——虐待防止の推進等、今の介護の現場の課題の解決につながるものも見受けられると思います。

しかしながら、特に生活援助の訪問回数の多い利用者等のケアプランの点検、検証を導入するに当たっては、悪徳業者——悪徳の業者ですね。事業所に対する点検、検証の観点からであります。区分限度額の利用割合の高い利用者及び訪問看護の利用サービスの大部分を占めるケアプランを作成する、それに対する規制をするものであります。

利用する介護者から見れば、利用の差し控えにつながったり、必要なサービスを満足に受けられない現状を招くことになるが、根本的には改善につながらず、身体的な介護と家事援助——支援ですね——に必要となる高齢者、特に独居の高齢者、老夫婦世帯の今後増加が考えられる現状としては、支援の事実や、特に介護に当たる職員の処遇の改善や事業者の支援の改善を図るべきであり、それが根本的な解決につながるということ。

また、先ほどのいろんな受ける側の立場から考えると、これには根本的な解決にならないという立場から、この項目について反対の立場を取らせていただきます。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 私は、議案第47号に対しまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

今ほど反対意見の中でいろいろ述べられましたが、今回の改正につきましては、先ほど来理事者からのご説明がございましたが、今回の改正の主な理由といたしましては、やはり人員の確保といったことが添えられていると思います。

特に、今回のこの47号につきましては、7項目の新規の基準が設けられました。今ほど生活支援の訪問回数の見直しといったこともございましたが、こちらのほうにつきましては、やはり介護保険制度の中で受けれるサービスは受けただく。しかし、それ以外の必要以上のサービスを受けておられる方に対しまし

ては、見直しを行うといったことが改正の基準であります。

こういった改正をしていくことによって、人員の確保がされていくのではないかとこのように考えておりますし、今回の改正は、やはり事業継続といったこともございます。事業者さんへの負担のほうが大きくなっているのではないかとこのように感じておりますが、やはりこれらの改正をすることによって、利用者さんの利用が受けられるようになるといった改正と私は思っておりますので、この条例案に対しまして賛成の立場を取らせていただきます。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私は、この条例に反対の立場から討論させていただきます。

町指定介護支援等人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定ということです。ここで感染症対策の強化ということが中で触れられています。これについては、私は本当に必要だと思っています。特にこういう施設、クラスターが発生するとどう対応するかというところでは、三国の例に示されるように、これは県内でそういう介護施設で働く人たちが話されているんですが、実際どう対応していいか分からないというのが実態で、これらを対応できるようにするというのは必要なことだと思います。

さらに、単に施設でクラスターなんかが発生しても、こういう施設の特性からいって、すぐ閉鎖というわけにはいきません。そういう意味で、業務継続の方向性を具体的に示さなくてはならないということも私は必要だと思っています。

ただ、全体としてコロナ感染症対策を口実に、人材の確保がなかなか難しいということで、例えば各対応施設の管理基準とか、配置基準の緩和を行うというのは、私は問題だと思っています。

全体として、サービスを利用する側からの制度の緩和ということではなしに、サービスを提供する側、つまり業者の運営基準の緩和となっている点は大きな問題。これはこれから4つの条例に関わる面もあると思います。

ただ、国は配置人員や専門職員でない人の配置を認めるものの、結果、施設やサービス事業所運営費の削減を行うということなんかもこれまでやってきましたので、そういう意味では大事です。

最大の問題は、⑦として生活援助の訪問回数の多い利用者等のケアプランの検証ということですが、国会の論戦を見ても、政府の側が露骨に利用回数の多い案件、全国で何件あったか知らんですよ。一般的になっていない状況の下で

も、そういう案件をあげつらって生活援助の回数を減らしてしまっていていったところが問題だと思っています。

ところが、生活援助の点で見ますと、サービスの利用については個々の状況により異なりますし、独居、老老、特に認知症など周辺の人たちが周辺地域で生活するには欠かせないのがこの生活援助に対するサービスであります。にもかかわらず、ただ利用回数に目をつけて全体を削減する方向で見直しせよという改定については認められません。

さらに、人員の確保の問題でいいますと、私は以前から言っていますように、抜本的な待遇改善が必要です。ところが、これまで国は施設運営費を削減したり、そういう基準の見直しについては非常に消極的でした。具体的には、根本的な解決の方向には至っていないのが大きな原因だと私は思っています。

そういう立場からの条例の改定には反対の立場を取ります。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 永平寺町指定居宅介護支援に係る当条例の改正ですね。感染症対策の定め、努力義務化、災害時における継続的介護支援提供のための計画の策定、業務効率化や感染症対策のためのICTの積極的活用の促進、虐待防止、ハラスメント防止のための必要措置の義務化、居宅サービス計画の前後半年間の各サービスの割合状況の説明、訪問介護を利用する居宅サービス計画の妥当性の検討などケアプランの質の検証を新たに設けられており、毎年各地で起きている大規模自然災害やコロナ感染症拡大に対応しながら、かつ事業を継続するため、かつ業務効率化と質の維持、向上を図るための改正であると考えます。これは利用者の利益、働く人の利益にもかなっており、賛成する立場です。

よりよい介護サービスとは、事業者、従業者の方のたゆまない日々の努力や利用者、行政との相互コミュニケーションを深めることなどから促進するものであると思います。このような条例というのは、そういった努力の背中を押したり促したりするものであると思いますが、条例をもって全く根本解決できるものではないものじゃないかなと思います。

この条例は、そういった努力をしっかりと背中を押すもの、下支えするものとして利用者のために、働く人のためになっているものと考え、賛成いたします。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第47号、永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

したがって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第48号 永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第6、議案第48号、永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありますか。

（「はい」「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 反対の立場から討論させていただきます。

この法も先ほど説明しましたように、47号、48号、また同じような案件であります。

やはり利用者側の立場から考えると、これはややもするとその利用する方々の、ある面ではさっき言ったサービスの機会とかそういうもの、要望するになかなか

合致できないものがあるというふうに思っております。

抜本的には、先ほども言いましたように、そこで働く方々の処遇改善をきちっと図って、ある面ではその緩和じゃなくてそれを充実させる。そしてまた、それが事業者の方々に対しても、そういう形での支援をしていく。それが抜本的な解決であって、ただ単に人手不足を人間的なもの、またはその回数を減らすことによって緩和しようということに関しては、47号、48号同じように、後の49、50号もそうですが、抜本的な解決にはならないと思い、この条例に対しては反対の立場を取りたいと思います。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 私は、議案第48号につきまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の議案第48号につきましては、先ほどの47号が要介護認定者の基準の改正についてですが、今回の48号につきましては、要支援者の方の改定ということになっております。

今回、主な内容といたしましては、新規といたしまして5項目の主な改正内容が挙げられております。47号にも関係してありますが、やはり今回のこの人員確保といったところなどを緩和することによって、それが利用者さんのサービスの低下を招かない改正内容になっているというふうに思っております。

こうした災害時や感染症対策などをしっかり取っていただいた上で、事業者の方々に対してはかなりハードルが高くなっておりますが、事業の継続といった部分での緩和、これは利用者側にとっては大変必要なことではないかというふうに思っております。

以上のことから、私は議案第48号に対して賛成の立場を取りたいと思います。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） これは先ほども討論した理由もあるんですが、59ページの条例中152条の第1項にただし書きとして次のように加えるというんで、第4号の栄養士または管理栄養士を置かないことができるという話。これは先ほどの課長から冒頭に答弁もありましたけれども、本当に管理栄養士なんかの必要性については、特にこの階層が、サービスを利用する階層がいわゆる栄養が不足していることによって介護状態がより悪くなるという人たちがあるわけですから、そ

ういう人を条件によっては置かないでいいということを書き込むことの意味というのは非常に大きいものがあります。

置けば加算がという話ですけれども、それは以前から言われていたことでありますから、僕はこういうことも含めて条件緩和、つまり業者にとっては、運営業者にとっては条件緩和。しかし、利用者にとっては必ずしもそれがリハビリもしくは介護、要支援の状況を脱して健全を方向に向かうというような方向にはならないという立場を含め、特に人員の確保の問題で、それをできない……。

これ49言ってるんか、今。何で？ 49でしょう？

○議長（奥野正司君） 今、48号です。

○4番（金元直栄君） すいません。申し訳ございませんでした。

基準の変更等具体的に、町内の状況を併せて見えていないということも含めて反対の立場を取っていきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 指定介護予防支援事業に係る当条例の改正ですね。第47号と同じ内容となっていると思うんですけれども、この要支援者、要支援1、2の方に対する介護予防サービス計画の実施等の事業に係る改正となると思いますが、こちらも感染症対策の定め努力義務化、災害時における継続的介護支援提供のための計画の策定、業務効率化や感染症対策のためのICTの積極的活用の促進、虐待防止、ハラスメント防止のための必要措置の義務化を追加するものであり、毎年各地で頻繁に起きている大規模自然災害やコロナ感染症拡大に対応しながら事業を継続するため、かつ業務効率化と質の向上を図るための改正であると考えております。

こちら本当に感染症対策など事業所の方の負担というところもすごく大きくなっていると思うんですけれども、永平寺町におきましては、これまでの感染症対策の実績などもあり、コロナ感染についてもこれまでと同様の感染症対策をしっかりと行うことで大丈夫でしたというようなことも以前に伺ったことがあったと思います。ただ、一般的には、世の中的にはそういった負担も大きくなっており、この中では災害時でも業務継続計画というものを策定しなければならないということで今後決まってくる、負担も増すところではあると思うんですけれども、ICTも積極的に活用してもらって、業務を効率化してもらって、利用者を置いてけぼりにしないというようなことで対応できるような改正になっていると思っ

ております。

I C Tの活用についても、ケアマネジャーさんの会合においてしっかりと遠隔地の方とテレビ電話で会議されているというようなお話も第1審議のときに伺わせていただきました。

永平寺町においてもしっかりと対応しているものと考え、賛成いたします。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第48号、永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

したがって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第49号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 日程第7、議案第49号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありますか。

（「はい」「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） それでは、討論に入らせていただきます。反対の立場から討論させていただきます。

この条例は、先ほどの47号、48号とリンクするものであります。要介護者が施設サービスを受けるに当たり、事業の人員であるとか設備であるとか運営及び介護サービスに対するものであります。

これは47号、48号と同じく、コロナ禍における感染症の対策の強化、このこととか、先ほどありましたように、作業時におけるICTの活用、ハラスメントの対策、それから高齢者による虐待の防止に対するもの、これは当然必要なものであり、今後強化していくものであるというふうに私は思っております。

しかし、それと同じく抱き抱えて次の項目が入っていることについて、私は異議を唱えるものであります。

認知症介護基礎研修の受講の義務づけがあります。これは介護現場に携わる職員のうち、医療、福祉関係の資格を有さない者に対して受講させる。これ裏を返せば、介護現場で医療や福祉のそういう資格がなくてもよいというふうな形での緩和であります。これはしなくてもいいことが代用すべき措置の点であります。

次に、事業者——介護現場ですが——の人員基準の見直しであります。緩和、見直しであります。定期巡回、随時対応訪問介護、看護に対して、夜間、早朝は事務所にいなくてもよいというものであります。また、夜間対応、訪問看護事業所では、専門職がいなくても施設の職員でも可能。要は、専門職やその有資格者の介護者でなくてもよいという形を取るという緩和であります。

また、夜間勤務の体制においても、ユニット、例えば1ユニット1人以上というふうな規定があります。それが一つの項目の中に隣り合わせで安全対策が取れていれば3人を——通常3人ですけれども、3人以上ですけれども、それを2人にしてもよいというような形にしているものであります。

また、管理者の配置基準の緩和であります。これも同一敷地内であれば一人の兼務できるということ。それから、併設すれば、これは管理者のみならず介護職員の兼務もできるというふうな緩和であります。

このように、その事業所の人員、あるいは整理、配置についての緩和というのは、要は現在の介護現場の種々の課題に対して内容や設置の基準を緩和することより、抜本的な改善にはつながらない。利用する高齢者及び家族等の対応を必要とする人々にとっては、必要とする介護が受けられなくなったり、安全性に対

して逆行するものと考えております。

抜本的に人員不足、職場改善につながらず、現場での対応する職員の改善ではなく、職員の働く環境さえも厳しくしていく。要は3人が2人になるわけですから、厳しくするものにつながりかねない。介護職に当たる処遇改善、これは賃金であったり、いろんな人員の基準の充実ですけれども、そういう事業を増やすということも含めてですが、それを図り、また事業者に対しても、経営の安定をする支援をすることを考えることが、これから来る高齢化社会に対する必要なものであるというふうに私は思っております。

そういう人手をかけたたりいろんな意味での改正、人手をかけないという緩和、今回の措置であります。これによってさらに利用者であるとか、また介護に従事する専門従事している方々、そしてさらには、ひいてはその事業を経営する方々の抜本的な課題にはつながらない。解決にはつながらない。あえてそれを緩和するんじゃなくて、それを充実、発展させることが大事であり、この項目が追加されているということに対して、私はすごく懸念を感じるものであり、この条例に対して反対の立場を取りたいと思います。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 私は、議案第49号につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の49号の改正につきましては、新規といたしまして7項目、そしてその中1つが緩和ということでございますが、先ほど来お話ございました緩和といった部分で、人員の基準に関する見直しというものが盛り込まれております。この中で、先ほど反対討論の中で人員を減らすことはサービスの低下につながる。利用者の安全、安心の確保の低下につながるといったお話もございましたが、こういった人員の見直しをしなければ、逆にその事業が継続できなくなる。ひいてはその事業を閉じるといったことにもつながりかねません。

そういったことで、こういった人員確保といったことから、緩和措置をしなければ、利用者のサービス低下につながるおそれがあるというふうに感じておりますし、今回の49号につきましては、地域密着型サービスにつきまして要介護1から5に認定されました、原則として永平寺町に住所を有する人に対しての小規模な施設の提供ができるサービスの内容となっております。

やはり町内の方で利用される皆様方にとっては、こういった緩和こそが事業者

さんの人員確保にもつながり、事業継続にもつながっていくものであり、さらにはサービスを受けられる利用者さんの利用の充実につながっていくものと私は思っております。

以上の点から、この議案第49号につきまして賛成の立場を取らせていただきます。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 討論の内容等については、上田議員も言われています。

ただ、この内容でいうと、やはり人員の緩和、いわゆるいろんな管理要件の緩和ということで、ここはやっぱり利用者から見ると、利用する側、より利用しやすいように緩和されるのではなしに、運營業者のほうに緩和の要件があると。

特にこの手の施設というのは認知症の人たちもいることから、安全の確保というのは大事です。以前に質問のときにも言いましたけど、ほかの県では夜間の火事が発生して多くの高齢者が亡くなったという実例もあります。また、災害時に本当にそこが浸水域であったりして、助けることができずに命を失ったという人たちもおるわけです。

そういう意味で考えると、やはりこの夜間の管理、監視の人員の削減等が含まれる内容についてうんと言えるかということ、それは問題だと私は思っています。特にそれをコロナを口実に人が集まらないというようなことで言われることには違和感があるわけです。人の確保については、先ほど来言っていますが、本当に待遇の改善、処遇の改善、こういうことは本当に大事なことだと思っています。

最近、こういう中では撤退する業者も多くなっています。いわゆるここにある災害時の事業継承の意味とは違う撤退する業者も多くなっています。それは、今の介護の報酬ではなかなか施設運営難しい。特に小規模であればあるほど大変だという状況があります。そういうことも含めて考えると、単に人を減らすというような小手先のことでなしに、根本的な待遇改善が必要だと思うんです。

ちょっと先ほど間違えましたけれども、管理栄養士なんかの配置についても、本当により元気なお年寄りをどう継続させていくかという意味では、配置は大事だと思うんですが、それが条例に置かなくてもいいという項目が出てくると、それは大変だと思っています。

そういうことから、私はやはりこの問題、利用している人たちの側から見ると、決して安全なほうに対する改定ではないという立場から反対の立場を取ります。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 今現在、約6割の事業所、介護事業所が介護支援専門員の採用に苦勞しているというような状況で、2020年は介護事業者の倒産件数も過去最大の118件となりました。また、老人福祉・介護事業の休廃業、解散数も455件で、前年比15.1%増、過去最悪の2018年度の445件を抜き、今回過去最高、最悪ということになりました。倒産と合わせ573事業所が消滅したとのことです。

コロナ感染防止策のため、資金負担が介護事業所に重くのしかかり、さらに介護サービスを控える事業者も増加し、人材不足問題にも悩んでいるということが原因となっているとのことです。

介護支援事業の持続可能性を維持するために、認知症グループホームのユニット数緩和、サテライト型事業所の創設の基準、計画作成担当者も介護支援専門員から認知症介護実践者研修を修了した者となるなど、緩和案が設けられました。また、これに対し従業員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修の受講を定め、また栄養管理、口腔衛生の管理の定め、虐待・ハラスメントの防止、災害時における継続的介護支援提供のための計画の策定、感染症対策の定め、努力義務化、業務効率化や感染症対策のためのICTの積極的活用の促進も追加項目とされているのは、こういった質の低下を防ぎながらも業務効率化を行い、このコロナ禍、災害時人材不足などの諸問題に対応しながら事業を継続してもらうための定めであると考えております。

介護保険で事業の制度を3年ごとに改正を行いながら、その都度その都度に柔軟に現場に合わせて改正を加えてこられているというふうな柔軟性の高いものというふうに思っておりますが、今回のこういった改正についても分科会などで現場の声を、上がってきたものをきちんと検証されて得たこういった緩和案などが設けられ、きちんとそれに対し質の維持ということも考えられているということで、夜間など人数も減っているという部分もありますが、大変に制限的な人数の制限であったりもしますので、共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従事者が円滑に状況把握ができることであるとか、そういった条件も非常に厳しくなっているというふうに感じております。

こういった点から、改正が妥当なものであると考えております。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第49号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(奥野正司君) 起立多数です。

したがって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第50号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(奥野正司君) 日程第8、議案第50号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありますか。

(「はい」「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、上田君。

○2番(上田 誠君) これも47、48、49それらと同じですが、やはりこの条例の中に盛り込まれた内容は、今、介護現場におけるある面ではブラック的な労

働条件の中で働いている。それを抜本的に改善をすることが人員不足の解決につながる。夜間の見守りが人を減らす。それから賃金の処遇に対する拡充をしてあげる。それがやはりこれから高齢化社会の中で介護をつかさどる、またはそれを担う方々の職場環境を改善をする。それがその緩和によって、それが逆方向に進む。これがひいては利用者である方々、またはそれを見る家族の方々も含め、そういうものの圧迫につながってくるというふうに私は思います。

抜本的な改革は、やはり今現在置かれている介護の職場の方々の処遇改善、それが第一であり、それを緩和することがその事業継承につながることは私は思っておりません。

そういう立場から、ぜひともこういう考えをするんじゃなくて、職場で働いている方々の処遇改善をしてあげる。例えば、人員配置であるとか、賃金であるとか、そういうものを改善する。またそれを事業する側の事業者に対しても支援をしていく。そういうものが抜本的な解決につながるものであり、ただ単に人員の緩和することによってそれをするという事は、利用者、それから今後高齢者社会の中には抜本的には解決にはつながらないと思って、私はこれに対しては反対をするものであります。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 私は、議案第50号につきまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど来、47号から申ししておりましたが、今回のこの50号につきましては、要支援1、2の方に対する基準の整備といった内容になっております。

先ほど来何度も申ししておりますが、人員確保のためこういった規制緩和、緩和できる部分は緩和し、追加する部分は追加するといったことで事業の継承を図る、そして人員の確保をするといったことが主な改定項目でございます。

やはり今、海外からもこういった人手不足に対する人員の確保ということもされておりますが、コロナの状況の中で海外からの人員確保もなかなか厳しい状況であるということも私はお聞きをしております。

そういった中で、やはり抜本的な改正といったことで規制の緩和、人員確保、こういったことはしっかりと見直せる部分は見直し、追加する部分はしっかりと追加するといった今回の条例改正となっておりますので、私はそういった観点からこの議案第50号につきまして、賛成の立場を取らせていただきたいと思います。

ます。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 議案第50号への反対討論ですが、ここにある感染症対策の強化とか業務継続に向けた取組の強化等、ハラスメント対策や、また高齢者の虐待防止の推進の問題なんかを含めて、ここらは本当に必要なことだと思っています。

特に、これは介護保険の介護保険運営者である自治体の各事業所については認可するほうでありますから、しっかりとそれがどう運営しているかということを見ていく意味では、非常にいい基準も含まれていると思いますし、ただ虐待防止の問題なんかを今見ますと、介護保険始まって20年以上たっているのに、やっと今かということもしっかり見ていく必要があると思っています。

ただ、認知症介護基礎研修の受講の義務づけとか、人員基準に関する見直し、これらは賛成討論ではさもそれが必要なことのように言っていますけれども、いい例が看護師。以前は、昔は准看護師という人たちがいました。病院などで一定の経験があると准看護師の資格があると。そういう試験も受ければよいということではありますが、やはり今ではそれが結果的に質の低下を、看護に対する質の低下を招くのではないかということで、制度そのものがなくなってきています。

さらに、看護師なんかでいうと、病棟で今まで複数で夜間見ていた人たちを1人でもいいとか、それまでは三交代であったのを二交代にする。さらに、いわゆる待遇の改悪といえますか、改善という名目で改悪がされてきている。その結果どうなっているか。看護師になる人たちすら少なくなっている状況があります。

これも介護の分野でもそれがやはり言われている。本当に人材をどう確保するかということは今抜本的に考えないと、小手先のことでやっていると、それは決して将来の介護を担う人たちが、これが本当に私の生きがい、仕事という仕事にはなり切らない。そういうことを考えると、ぜひこういうことではなしに、しっかりと待遇改善、それは国の施策もありますが、行政が国からの交付金で基金をつくって、一定改善を目指したこともありました。そういうことも含めて、行政のできることも本来はあるはずです。

そういうことで、ぜひもう一歩進んで取り組むべきであるという立場から、この条例にはそういう認知症基礎研修の受講の義務づけで小手先をかわす問題とか、人事に関する見直しについては反対の立場を取ります。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスに係るこちらの条例の改正につきましても、議案第49号と同じく、このコロナ禍、災害、人材不足など諸問題に対応しながらも、人を維持しながら業務を効率化し、事業を継続してもらうための改正であると考えております。

コロナの感染症対策、クラスター対策などしている現場や、災害被災時において通常時と全く同じような質を維持することは大変難しい。また、人材不足、働き手不足、少子化の状況の中でもそれを維持するのが大変難しいといった中で、実際にコロナ現場の中では、ICTの積極的な活用によってそれを穴埋めしていく、補うといったことが具体的に行われている現場があり、実際に介護サービスの現場においてもこれをきちんとコロナ禍、災害時の中でも使えるようにしましょうというための改正であるというふうに捉えております。

今の今回の改正をもって高齢社会、少子化対策ということの根本的解決をするものではないものと考えております。

そのため賛成です。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に反対の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第50号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

したがって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第65号 損害賠償の額を定めることについて～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第9、議案第65号、損害賠償の額を定めること

についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第65号、損害賠償の額を定めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

町が管理する道路における物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、議案第65号、損害賠償に係る事故の概要についてご説明申し上げます。

事故発生日は、令和3年5月31日。

事故発生場所、町道御陵93号線。

事故の概要ですが、町道御陵93号線を福井方面から東に向かって走行中、交差する町道御陵12号線から車両の進入を確認し、接触を回避するために中央寄りに走行した際、道路の陥没箇所を通過し、右側前輪が破損したというものでございます。

事故の種類は物損事故でございます。

損害賠償の額は税込みで1万6,940円。これにつきましては、全国町村総合賠償補償保険により対応いたします。

以上、議案の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） ただいまの説明に対する質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前 時 分 休憩）

（午前 時 分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第65号、損害賠償の額を定めることについての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 委員会の閉会中の継続調査の申出～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第10、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会・行財政改革特別委員会、幼・保再編検討特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

暫時休憩します。

(午前11時02分 休憩)

(午前11時03分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

議員各位には、去る6月1日開会以来16日間にわたり、その間、提案されました数多くの重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを、深く感謝申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。

なお、理事者におかれましては、新型コロナウイルス感染防止の対応にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

また、会期中、その都度指摘されました諸点について、十分留意、尊重されるところとともに、執行に当たっては真に町民の福祉向上のため万全を期されますようお願い申し上げます。

これをもちまして、令和3年第4回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長(河合永充君) 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、6月1日の開会から本日まで、本定例会にご提

案申し上げました令和3年度補正予算及び条例の制定等、議案全てにつきまして慎重にご審議をいただき、ご決議を賜り、誠にありがとうございました。

また、そのほか町政につきまして多数のご質問とご提案をいただきました。いずれも厳正に受け止め、現状と課題を再認識し、分析、検討を行い、スピード感を持って対応してまいります。

さて、永平寺町でのワクチン接種状況は、15日現在で第1回目の接種済みの方が2,058人、第2回目の接種済みの方が455人で、毎週1,180人の方がワクチン接種を受けられています。

さらに、21日からは福井大学及び福井県立大学でも学生や教職員を対象としてワクチン接種を開始する予定とされています。大学関係者が多い当町といたしましては、接種率の向上につながるもので、大変期待しているところでございます。

ただ、変異型であるデルタ株の感染拡大が依然として懸念されるため、これまでと同様に町民の皆様には引き続き感染防止対策の実践にご理解とご協力をお願いいたします。

国では、新型コロナウイルス感染症の克服と経済活動の両立に向けた骨太方針案が示されました。この中では、脱炭素化に向けたグリーン社会の実現やデジタル化、観光分野の再生やこども庁の創設を念頭に、子どもを育てやすい社会の実現、新型コロナ禍で深刻化する孤独、孤立化問題への対策、さらなる働き方改革等も取り組むこととしています。今後、コロナ後の構造改革や経済好循環に向けての予算措置が見込まれます。

本町としましては、子育てや教育、福祉、観光産業、行政改革などあらゆる分野の施策について、これまで実施してきました産業構造実態調査やコロナ禍における住民アンケート調査を踏まえ、職員一丸となって知恵を出し合い、有効な支援策を検討してまいります。

これから台風シーズンを迎えることとなります。近年は局所的に非常に厳しい雨が同じ場所に降り続く傾向があり、命に危険が及ぶ災害発生の危険度が高まっています。町としましては、新たな気象情報となる線状降水帯速報も注視し、改正されたガイドラインを基に、町民への避難情報の伝達など早め早めの情報提供に努めてまいります。

避難所開設につきましても、新型コロナウイルスに備えた避難所運営を徹底し、豪雨、台風等の災害対策に対して迅速に避難できるよう、準備に万全を期してま

いる所存でございます。

結びに、議員の皆様におかれましては健康に十分ご留意され、町勢発展により一層の力添えを賜りますとともに、これからのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（奥野正司君） 本日はどうもご苦勞さまでした。

（午前11時08分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員